

〈定期刊行物レビュー〉

2006年6月～8月

保 険

○ソルベンシーマージン基準の抜本的な見直しを急げ（植村 信保）

（金融ビジネス 2006SUMMER：東洋経済新報社）

1995年の保険業法改正で導入されたソルベンシーマージン基準は、生損保険会社9社が破綻した過去のデフレ局面では保険会社破綻防止の役割は果たさなかった。筆者は、外部環境が好転した今がソルベンシーマージン基準見直しの絶好のタイミングとしたうえで、分母は「資産運用リスク」と「巨大災害リスク」、分子は「その他有価証券の評価差額（税効果控除前）」、「負債性資本調達手段等（＝劣後債務）」、「解約返戻金相当額超過部分」などを見直す案を説明している。

○逆ザヤから配当に向かう生保 ALM の課題（松山 直樹）

（金融財政事情 2006.6.26：金融財政事情研究会）

保険会社各社では逆ザヤ解消の楽観的な見通しと、株式含み益拡大を受け契約者配当に向かう動きが積極化しつつある。本稿では伝統的な生命保険商品には金融デリバティブが埋め込まれており、金利デリバティブのリスクを正しく管理・制御するためにIAIS（保険監督者国際機構）で監督基準を策定中の「統合的な経済価値」のALMへの導入が必要であり、逆ザヤ、配当政策の大きな分岐点になると解説している。

○経営体力が一段と改善、配当還元へ（植村 信保）

（金融財政事情 2006.7.24：金融財政事情研究会）

2006年3月期決算から生保8社により「三利源」が開示された。直近2期分のデータしかないものの主要生保の収益は死差益に支えられていることを明らかにされると共に、生保経営を長期的にみる指標としてのEV（エンベディッドバリュー）を開示する動きについても説明している。また、業績面の開示においても各社が種目ごとに新契約と保有契約の年換算保険料を公表するようになってきており、その中には外資系や損保系の生保会社が存在感を高めてきていることについて着目している。

○生命保険会社の損害保険市場への新規参入（柳瀬 典由、石坂 元一）

（生命保険論集 2006.6：生命保険文化センター）

1996年に生損保の相互乗り入れが解禁され、生保系損保6社が損保市場に参入したが、当初、損害調査業務の構築等において苦戦した。本稿では、新規参入者にとって参入障壁となる事由を考察し、それを事業費、収入保険料等のデータによって実証的に裏付けようと試みている。また、生保営業職員による損保商品のクロスセル（併売）は成功していたのかについてもデータによって検証している。

銀行

○信用金庫と地域社会～CSRの視点から見た社会貢献活動 シリーズ⑩

金融 CSR の実践としての環境金融（藤井 良広）

（信用金庫 2006.7：全国信用金庫協会）

筆者は、地域金融機関もグローバル化の波がコミュニティの変革とその対応を求め
る中で「目に見える金融 CSR」が必要であり、その一つとして「環境金融」を挙げる。

環境金融論を専門とする筆者は長年新聞記者を務めた経験を踏まえ、1972年の国
連人間環境会議（ストックホルム）から80年代までの第一世代、1992年の地球サミ
ット（リオ・デジャネイロ）はさむ80年代半ばから90年代半ばまでの第二世代、90
年代半ばから2002年の環境・開発サミット（ヨハネスブルク）を軸として現在に至る
第三世代に分けて、海外の環境金融の変遷を説明している。第一世代の環境金融は、
環境リスク・コストの割高をミッションの高い意思を持ったお金を集めることでカ
バーしていたが、第二段階では意思をもったお金を集めてもリターンは一般金融機関
と同程度のバランスのとれた環境金融が出現した。第三段階では、環境を特別扱いせ
ず、環境・社会貢献・ガバナンスの要素を他の評価項目と同様に扱う米大手金融グル
ープの流れとなっているが、現代はこれら三つが並存している。筆者は、日本の地域
社会では第一フェーズの環境金融も数少ないが、何らかの貢献への期待も膨らんでお
り、そのニーズをつかみ自前の環境金融活動が前進することを期待するとしている。

○金融機関と企業との取引慣行に関する調査の概要について（片桐 一幸）

（週刊金融財政事情 2006.8.7-14：（財）金融財政事情研究会）

本稿は、公正取引委員会の経済取引局取引部取引調査室長が、2006年6月21日付
で公表された「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」について概要を紹
介したものである。

金融機関の借り手企業に対する優先的地位の濫用等に関する独占禁止法上の考え
方については、2001年7月に「金融機関と企業との取引慣行に関する調査」が、ま
た2004年12月に「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取
引方法について」が公表されている。同報告書は、最近においても、こうした濫用行
為が行われているとの懸念から、これまでの調査のフォローアップが行われたもので
ある。

○銀行の業務範囲規制について（渡辺 努）

（金融 2006.7：全国銀行協会）

本稿では、100カ国以上の国の銀行の業務範囲規制の現状を概観し、同規制と諸変
数の相関を調査することによって、規制を緩和した場合の経済効果について検討を行

ったものである。それによると、わが国は、先進国の中では突出して業務範囲規制が厳しく規制緩和の余地があり、また規制緩和を行うことにより銀行の収益が改善し、銀行セクターが発展する傾向があるという。

○新会社法と信託制度（信託協会）

（信託 227 2006-Ⅲ（2006.8）：信託協会）

本稿は、2006年7月の神田秀樹東京大学教授の講演内容を紹介したものである。神田教授は、まず、会社法制定の歴史的経緯に触れた後、新会社法の問題点として、条文が分かりにくいこと、法制定の時間的制約等から政省令に多く委ねられていること、一定の割切りで決めている部分もあり、今後頻繁に変わる可能性が高いこと、新会社法の特徴として、企業金融は規制緩和、企業統治は多様化、組織再編は規制緩和が図られたと評価し、会社形態、機関設計の選択などを説明する。また、新会社法と信託制度との関わりの例として、買収防衛策としての信託型ライツプラン（新株予約権を信託する制度）、金庫株専用信託、証券代行業務などを解説している。

○環境等に配慮した「お金」の流れの拡大に向けて（小池 百合子）

（金融 2006.8：全国銀行協会）

環境大臣である筆者は、大臣就任以来、環境と金融による相乗効果を確立できないものかとこだわり続けてきたとし、法令遵守や環境保全への配慮は、もはや必須であり、むしろそれらを軽視すれば、結果として高いコストを払う結果になると解く。わが国企業が揃って環境重視を進めることで、日本の環境技術がさらに進化し、新たな環境ビジネスが芽生え、わが国経済が活性化する。これらの流れをさらに広げて深い、揺るぎのないものとするため、2025年の理想の将来像を描いた「環境と経済の好循環ビジョン～健やかで美しく豊かな環境先進国へ向けて～」を発表し「HERB構想」と名付けた。健やか（Healthy）、美しい（Beautiful）、豊か（Rich）のそれぞれの頭文字に環境（Ecology）と経済（Economy）のEを加えたものであるという。筆者は、附属資料の中で「環境と金融をめぐる状況」、「環境等社会的課題を考慮した融資等の現状」、「それぞれの主体に期待される役割」などを説明している。

証 券

○レピュテーション・マネジメントとは何か（井上 邦夫）

（月間資本市場 252号 2006.8.：財団法人資本市場研究会）

世界的な名門企業であってもひとたび不祥事が表面化すると、その評判は瞬く間に地に墜ち、最悪は経営破たんに至るケースもあり、企業の評判や名声を意味する「レピュテーション（Reputation）」を高め、管理する「レピュテーション・マネジメント」の重要性が認識され始めている。

本稿では、レピュテーションと類似する概念である企業イメージあるいはブランドとの違いを明らかにした上で、レピュテーションを評価するいくつかの指標を紹介している。さらに、レピュテーションを構築するために最も重要な要素である、社内外のあらゆる関係者とのコミュニケーション手法について5段階のステップに分けて説明すると共に、それらを実行するための社内組織のあり方についても言及している。

○アメリカ証券取引委員会（SEC）の証券市場規制（清水 葉子）

（証研レポート1637号 2006.8：財団法人日本証券経済研究所）

わが国においても企業買収やファンドによる証券取引の活発化にともなって、証券取引法違反による摘発事例が相次ぎ、市場監視体制の強化に対する注目が増している。こうした中で、米国証券市場の監督機関として歴史のある証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：以下「SEC」）における監督制度・運営についての関心が高まっているところである。

本稿では、SECの主要な活動である、①SEC規則を制定することに代表される準司法的な活動、②行政処分等の監督活動、③証券関連諸法やSEC規則などの法規の執行活動の具体項目について詳しく解説している。

また、わが国でSECに相当する活動を行っている証券取引等監視委員会の業務内容の解説を行った上で、規模および権限等の日米両国の相違点を考察している。